

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年7月20日 04時02分ごろ
発生場所	島根県松江市地蔵埼西北西方 美保関灯台から真方位290° 900m付近 (概位 北緯35° 34.2′ 東経133° 19.0′)
事故の概要	漁船第八まさき丸は、西南西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年9月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八まさき丸、19.99トン TT2-1676（漁船登録番号）、個人所有 第272-17788号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約34cm（境港）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、操業を終え、境港に向けて帰航を開始し、約9～10ノットの対地速力で、西南西進した。</p> <p>船長は、単独で操船に当たり、操縦席に腰を掛けた姿勢で、自動操舵で航行を続けていたところ、いつしか居眠りに陥り、地蔵埼西北西方の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃を感じて目を覚まし、乗り揚げたことに気付き、携帯電話で船舶所有者に本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長は、3日続いた操業の疲れから眠気を感じ、外気に当たったり、コーヒーを飲んだりして眠気を払拭する措置を採ったものの、今まで居眠りをしたことがなかったので、眠気を我慢できると思い、操縦席に腰を掛けた姿勢で航行を続けていた。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で西南西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、地蔵埼西北西方の岩場に向かって航行を続けたことから、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、3日続いた操業の疲れから眠気を感じ、外気に当たったり、コーヒーを飲んだりして眠気を払拭する措置を採ったものの、今まで居眠りをしたことがなかったので、眠気を我慢できると思い、操縦席に腰を掛けた姿勢で航行を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が自動操舵で西南西進中、単独で操船中の船

	<p>長が居眠りに陥り、地蔵崎西北西方の岩場に向かって航行を続けたため、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、単独で操船中に眠気を感じた場合には、椅子から立ち上がったたり、他の乗組員と操船を交替したりするなど、居眠り運航の防止措置を採ること。</li></ul>